

日本遺産「播但貫く 銀の馬車道・鉱石の道」  
馬車復活事業

プロポーザル実施要領

平成30年11月

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会

## 1 目的

この要領は、プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、日本遺産「播但貫く銀の馬車道・鉱石の道」馬車復活業務委託業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

## 2 業務委託の概要

- (1) 業務名称 日本遺産「播但貫く 銀の馬車道・鉱石の道」馬車復活業務
- (2) 履行期限 平成31年 3月15日（金）
- (4) 予算計上額 （平成30年度予算）4,000,000円（税込）  
上記の予算を目安に提案書を作成すること（見積額は、本件の予算額以内とする。）。  
※受託候補者として特定した場合は、別途、契約締結に係る交渉を行うため、この上限価格での契約を約するものではありません。
- (5) その他 別添「業務仕様書」を参照して下さい。

## 3 応募資格

プロポーザル参加申込みをする者は、参加申込書の提出期限（平成30年12月10日）現在において、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 協議会を構成する姫路市、福崎町、市川町、神河町、朝来市及び養父市（以下「6市町」という。）並びに兵庫県において、いずれかの自治体の入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 協議会及び協議会を構成する団体ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (5) 6市町及び兵庫県のいずれかの指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 法人にあっては、兵庫県税及び6市町の市税、町税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者、個人にあっては兵庫県税及び6市町の市税、町税並びに申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税に滞納がない者であること。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与しているもの（実質的に関与している場合を含む。）
  - ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
  - エ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあっては、役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）をいい、個人にあっては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者  
(ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力

団員の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(10) 他の参加申込者に、協力会社等として重複参加していない者であること。

#### 4 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内容	期日等
募集要領、仕様書等を提示	平成30年12月 3日 (月)
プロポーザル参加申込書の提出期限	平成30年12月10日 (月) 午後5時まで
プロポーザル参加資格確認通知書の送付	平成30年12月12日 (水)
質問受付期間	平成30年12月13日 (木) 午前9時から 平成30年12月14日 (金) 午後5時まで
質問回答日	平成30年12月17日 (月) 午後1時以降
提案書提出期限	平成30年12月19日 (水) 午後5時
プレゼンテーションの実施	平成30年12月25日 (火) 午前10時00分から
選考結果通知	決定後速やかに行います。
契約締結	決定後速やかに行います。
別紙「仕様書」に定める業務の実施	平成31年 3月15日 (金) まで
契約終了	平成31年 3月15日 (金)

#### 5 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 平成30年12月10日 (月) 午後5時まで (必着)
- (2) 提出書類 プロポーザル参加申込書 (様式1号)  
誓約書 (様式2号)  
納税証明書 (町税納税証明書、国税納税証明書)  
返信用封筒 (定形郵便で82円切手を貼付けたもの)
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。
- (4) 提出先 神河町ひと・まち・みらい課内  
日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会担当  
〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64  
電話番号：(0790)34-0002/FAX：(0790)34-0691

#### 6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成30年12月19日 (水) 午後5時まで  
なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなします。
- (2) 提出書類  
A4サイズ又はA3サイズの用紙を用いることとし、A3サイズのものはA4サイズに折りたたんで提出すること。様式が指定されているものは、所定の様式に従うこと。なお、提案書には、以下の事項を記載すること。  
ア 表紙  
イ 業務内容 (日本遺産「播但貫く 銀の馬車道・鉱石の道」馬車復活業務仕様書を参

照して記載して下さい。)

ウ 業務実施体制及び主な担当者の経歴（様式第3号）

エ 業務実績（様式第4号）

オ 見積書

人件費、物件費その他諸経費を詳細に記載し、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、見積書には社印及び代表者印を押印すること。

カ 会社概要書

キ その他の特記事項

提案内容又はその他事項で特にアピールしたい事項、特記すべき事項があれば記載すること。

- (3) 提出部数 原本1部、副本14部（1部ずつまとめること。）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）による。
- (5) 提出先 神河町ひと・まち・みらい課内  
日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会担当  
〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64  
電話番号：(0790)34-0002/FAX：(0790)34-0691

## 7 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書（様式第5号）を提出すること。

- (1) 提出期限 平成30年12月13日（木）午前9時から  
平成30年12月14日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書を電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 回答方法 提出された質問は参加申込者全員に電子メール又はファクシミリにて回答する。
- (4) 提出先 神河町ひと・まち・みらい課内  
日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会担当  
〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64  
電話番号：(0790)34-0002/FAX：(0790)34-0691  
E-mail: [hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp](mailto:hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp)

## 8 事業者の選定

- (1) プレゼンテーション
- ① 実施日時・場所 平成30年12月25日（火）10：00～  
神河町役場3階第3会議室
- ② 実施時間  
1 事業者につき30分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内とする。）
- ③ 日本遺産「播但貫く 銀の馬車道・鉱石の道」馬車復活事業プロポーザル審査委員会において、提案書の審査及び面接ヒアリングを行い評価し、以下の合計点の最上位の者を本委託業務の候補者とする。
- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| ・信頼性（実績・経験・受託業務能力）の評価点    | 20点 |
| ・理解度（事業の理解度）の評価点          | 20点 |
| ・企画力（表現力、実現可能性、提案内容等）の評価点 | 40点 |
| ・受託意欲（意欲・熱心さ）の評価点         | 10点 |
| ・見積額（提案内容と金額のバランス）の評価点    | 10点 |
- ※プロポーザルへの参加申込者が多数の場合、書類審査を第一次審査とし、面接ヒアリングの参加者を絞る場合があるので、参加申込者は協議会の指示に従うこと。
- ④ その他
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

- ・説明に当たっての補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を利用する場合において、その内容を印刷したものはこの限りではない。その場合、提案書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。
- ・視聴覚機器を利用する場合は、パソコンやプロジェクター等は各自において準備すること。設置、撤収ともに5分程度を目安とし、速やかに準備を行うこと。準備時間は持ち時間に原則算定しないが、準備時間が長くなり審査に影響がでる場合は、退出を命じる場合があるので注意すること。
- ・委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

## 9 契約の締結

前記により本委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行う。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は協議会を構成する団体から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

## 10 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

## 11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 協議会を構成する自治体に対し本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、協議会を構成する自治体における情報公開条例等に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

## 12 問い合わせ先

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64  
神河町ひと・まち・みらい課内  
日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会担当  
電話番号：(0790)34-0002/FAX：(0790)34-0691  
E-mail: [hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp](mailto:hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp)